

政策 III-3-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応
16年度重点施策	不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの慫慂
参考指標	金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用状況、意見交換等の状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

3. 政策の内容

近時、ヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求を送り付け金融機関の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの慫慂を実施することとしています。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

金融機関等に情報提供を行った結果、金融機関では当該情報を基に 利用停止、強制解約等の措置を行っており、不正利用の未然防止に一定の効果がみられたと考えています。

また、このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期毎に公表しています。

更に、金融機関に対しては、繰り返し預金口座の不正利用問題に対する適切な対応を要請しており、その結果、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まったと考えています。

5. 今後の課題

口座の不正利用問題については、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び迅速かつ適切な取組みの慫慂を実施していくことが求められています。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。